



大阪府中小企業団体中央会

大阪府中小企業団体中央会 会長 野村 泰弘 提出資料

令和7年2月17日
「大阪政労使の意見交換会」



1. 価格転嫁の現状について(大阪府中央会 令和6年7月調査)

○大阪府中央会会員の価格転嫁の状況

「実現した」と回答した事業所は49.0%(全国平均49.9%)と未だ半数程度、「実現しなかった」と回答した業種は「サービス業」が16.7%で最多。また、ほぼ全ての規模・業種において、「人件費引上分」の転嫁が「原材料費分」を下回っている。

価格転嫁状況(事業所規模・業種別)

実施状況		価格引上げ(転嫁)を 実現した	価格引上げの交渉中	価格引上げ交渉を これから行う	価格を下げた (またはその予定)	価格転嫁していない (価格変動の影響なし)	価格転嫁は 実現しなかった
規模・業種							
全国平均		49.9	17.4	8.1	0.5	8.7	5.0
大阪府計		49.0	25.8	9.6	0.3	6.3	2.0
大阪府 事業所規模	1~9人	35.4	19.5	14.6		12.2	3.7
	10~29人	57.0	25.0	8.0	1.0	4.0	2.0
	30~99人	61.4	23.9	6.8		3.4	1.1
	100~300人	25.0	50.0	9.4		6.3	
大阪府 製造業	食料品製造業	66.7					
	繊維工業製造業	57.9	36.8	5.3			
	木材・木製品製造業	30.8	30.8	15.4		15.4	
	印刷・同関連製造業	42.1	36.8	5.3		15.8	
	窯業・土石製品製造業	63.6	9.1	9.1			9.1
	化学工業	41.7	33.3	8.3		8.3	
	金属・同製品製造業	44.9	36.7	10.2			
	機械器具製造業	80.0	20.0				
	その他の製造業	57.5	20.0	12.5		7.5	2.5
計		50.3	29.2	9.4		5.3	1.2
大阪府 非製造業	情報通信業		100.0				
	運輸業	50.0		25.0		25.0	
	建設業	42.9	26.5	16.3		6.1	
	卸・小売業	52.3	20.0	6.2	1.5	6.2	3.1
	サービス業	41.7	8.3			16.7	16.7
計		47.3	21.4	9.9	0.8	7.6	3.1

原材料費、人件費の価格転嫁の状況(複数回答可)(事業所規模・業種別)

改定内容		原材料費分の転嫁を 行った(行う予定)	人件費引上分の転嫁を 行った(行う予定)	利益確保分の転嫁を 行った(行う予定)
規模・業種				
全国平均		74.7	40.3	26.4
大阪府計		79.6	41.3	26.8
大阪府 事業所規模	1~9人	82.4	43.1	31.4
	10~29人	69.9	39.8	25.3
	30~99人	88.2	40.8	26.3
	100~300人	80.0	44.0	24.0
大阪府 製造業	食料品製造業	50.0	50.0	100.0
	繊維工業製造業	81.3	43.8	18.8
	木材・木製品製造業	77.8	55.6	33.3
	印刷・同関連製造業	85.7	28.6	21.4
	窯業・土石製品製造業	100.0	77.8	44.4
	化学工業	80.0	30.0	30.0
	金属・同製品製造業	88.1	54.8	21.4
	機械器具製造業	75.0		50.0
	その他の製造業	88.2	38.2	20.6
計		85.7	45.0	25.7
大阪府 非製造業	情報通信業		100.0	
	運輸業			50.0
	建設業	62.2	62.2	29.7
	卸・小売業	81.6	10.2	28.6
	サービス業	66.7	83.3	16.7
計		70.5	35.8	28.4



2. 最低賃金引上げに関する調査結果（大阪府中央会 令和6年10月調査）

○最低賃金引上げの影響を受ける事業者の生声

- ・最低賃金の引上げ、適切な価格転嫁は表裏一体のもの。いずれが欠けてもうまくいかない。下請け企業が必要な価格転嫁ができる環境整備が必要。（印刷業）
- ・業務改善助成金など有効な助成金の創設、また所得の減税なども検討してもらいたい。（ソフトウェア開発業）
- ・最低賃金の引上げは正社員の賃金にも影響するため、大幅引上げは経営的に苦しい。（電気工事業）
- ・最低賃金引上げに伴う、パートの就業調整が必要ないような施策の実施を望む。例えば、増えた所得や社会保険料の減税措置など。（卸売業）

3. 賃金引上げに向けた取組等

① 中小企業組合による団体協約の活用

中小企業等協同組合法に基づき、組合員と取引関係にある事業者等と、取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。

団体協約に関する最近の動き

○経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

1. 豊かさを実現できる「所得増加」及び「賃上げ定着」（3）価格転嫁対策

…中小企業等協同組合法に基づく**団体協約の更なる活用の推進**に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。

○参議院予算委員会での総理答弁（令和6年3月5日）

岸田総理「経産省において全国中小企業団体中央会と連携し、各地域の組合への普及啓発（略）を進めております。引き続き周知にしっかり取り組んでまいります」

○公明党「総合経済対策」の策定に向けた提言（抄）（令和5年10月17日）

製品やサービスの最低価格を取り決める「団体協約」の積極的な活用促進組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約を結ぶことによって、納入する製品やサービスの最低価格や、納品に係る支払条件（支払期日、支払方法など）の最低条件等の取引条件を独占禁止法の適用対象外として取り決めることができる「**団体協約（中小企業組合法）**」について、**活用のための指針を作るなど、その周知・活用を積極的に促すこと。**

○2024年版中小企業白書・小規模企業白書（令和6年5月10日閣議決定）

第1部第4章 中小企業・小規模事業者が直面する課題と今後の展望

4. 団体協約の普及促進に向けた取組について

中小企業者は、取引に当たって、相手方との力関係から不利な条件を付されることが多い。事業協同組合等（以下、「組合」という。）が組合員の競争力を補強するための手段として、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、組合は事業者と、取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約を締結することができる。組合は団体協約を締結するための交渉の申出を行うことができ、申出を受けた組合員と取引関係のある事業者は誠意を持って交渉に応じなければならないとされている。

また、中小企業等協同組合法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき、中小企業者により構成される組合の行為は、独占禁止法の適用除外となることから、本来はカルテルとして認められない「最低製品価格の設定」などが可能となる。

団体協約については、組合の価格交渉力の向上につながることが期待されているが、現状、十分に活用されているとはいえない状況であり、今後の団体協約の活用に向けた組合への周知等が重要である。既に全国中小企業団体中央会において、パンフレットの作成・公表や巡回指導等を通じた各地域の組合への普及啓発に取り組んでおり、引き続き**全国中小企業団体中央会等の関係団体と連携しながら、団体協約の更なる活用に向けた周知等に取り組んでいく。**

3. 賃金引上げに向けた取組等

②生産性向上に向けた各種補助金の活用促進(地域事務局)

・ ものづくり補助金

- ・ 中小企業・小規模事業者等が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)に対応するために取り組む、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する。

・ 中小企業省力化投資補助金

- ・ 人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- ・ 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・ 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- ・ また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費

令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
1,082億円	1,080億円+5,601億円

【1】持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- ・ 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・ また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

中小企業新事業進出促進事業(新事業進出補助金)【既存基金の内数】

中小企業省力化投資促進事業(省力化補助金)【既存基金の内数】

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+ 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為(それぞれ総額3,000億円)を措置

100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

中小機構による海外展開支援(中小企業海外展開総合支援事業等)【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

中小機構によるグリーンTRANSフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンプールに向けた取組を支援